

室町時代の熊野参詣における

# 尾道千光寺の活躍



室町時代の熊野参詣における

# 尾道千光寺の活躍

## はじめに

私は、「北前船と尾道湊との絆」を研究する中で、尾道商人と北前船主たちとの間のお金のやり取り（商品代金の決済）がどのように行なわれていたかを、次の研究課題として調べておりました。

江戸時代における商品代金の決済方法としては、「江戸の金遣い、大阪の銀遣い」といわれるようですが、北前船取引において、商品売買に必要な多額の現金（銀貨）を、尾道商人や北前船主、船頭達が當時持つていて、必要な時に必要な銀貨を使って、商品売買をすることが可能であったのか、また多額の現金（銀貨）が、地方都市である尾道湊で流通していたのか、現金決済に代わる方法が何かあったのではないか、など色々と疑問が膨らみ、新しい研究課題として取り組んでおりました。

そこで、商品売買の決済方法として現金決済のほかに、どんな方法があつたのか研究してみると、現金による商品の売買に代わり、商品決済の時にも、また離れた場所（隔地間）での商品売買（及び債権債務）であつても、商品代金を決済する方法として、割符、替錢、替米などの為替取引が、鎌倉時代以降行われていたことがわかりました。

特に割符は、古くから信用通貨としても活用されていたようで、鎌倉時代には、莊園からの年貢を実際に運ぶ手間を省くための方法として、現金に代わり割符が利用されており、また室町時代以降においては、商業取引の決済手段の中心として割符などが、信用通貨として利用されており、そのため京都、奈良、堺、兵庫津などの主要商業都市には、割符屋、替錢屋（いすれも後の両替商人と同じ業務）と呼ばれる専門業者も活躍していた記録が残されておりました。

割符とは、金銭取引などの決済のために用いられた証紙のことで、その中心的な取引形態は、商人（買主）が希望する商品購入のため、発行された割符を購入して、その割符を相手先（商品の売主）に送り、その相手は受け取った割符を発行者（または発行者の指定する者）に提示し、換金を要求し、その代金を受け取ることで、商品代金を決済する仕組みといわれております。

この割符取引は、室町時代以降においては、大阪を中心として尾道湊など地方都市との間で、お金のやり取りによる金融網が形成されるに伴い、紙幣や有価証券と同じように使用されることなどにより、拡大を続け、全国的な為替制度へと発展していきました。

特に江戸時代においては、こうした割符取引は、大阪の両替商人達の成長、並びに取扱い金額の拡大などにより、「預かり手形」「振り手形」などの新しい為替取引形態へと発展し、尾道湊における北前船交易においては、尾道商人と北前船船主や大阪商人達との間での商品売買取引などでは、その代金決済方法の一つとして、「割符」のシステムが進化した新しい仕組みのもとで、「預かり手形」や「振り手形」という型で、盛んに活用されていたのではないかと考えております。

こうした割符の実態調査を進める過程で、室町時代の享徳二年（一四五三年）、尾道千光寺の僧侶「空真」が、熊野那智大社の御師「廊の坊」から、銭一〇貫を借り入れた書類（借錢状）が、熊野三山に残る「熊野那智大社文書」の中に記載されており、そこには「割符を購入して借りたお金を支払う」という貴重な文言が、残されていることが判明いたしました。

早速この珍しい事例を詳しく調査してみると、「熊野那智大社文書」第四巻に、熊野那智大社で「廊の坊」を経営していた「潮崎陵威主家」の文書があり、その中に「借錢状」が記録されていることがわかりました。その「潮崎陵威主文書」には、千光寺の僧侶達が、室町時代を中心に、備後尾道近郊の檀那（檀家）達

を、尾道から遠く離れた紀州熊野の「熊野三山」への参拝に、先達の中心として幾度となく案内していた記録が、先の千光寺僧侶空真の書いた「借銭状」を含め、合計七件も記載されていることが、新たに判明いたしました。

尾道ではなく、和歌山県の熊野那智大社文書の中に、「室町時代の熊野参詣における尾道千光寺の活躍」していた記録が残されていたのです。

そこで、私は「熊野那智大社文書」を管理している「東京大学史料編纂所」より、原蔵者である「潮崎家」のご了解を頂き、尾道千光寺の関連する古文書コピーを取り寄せ、その内容の分析、並びに関連する文献、論文の調査などを行い、室町時代における熊野参詣での尾道千光寺僧侶達の活躍とその内容、及び室町時代における尾道から熊野三山への参拝ルートなどについて、その調査内容を取りまとめるごとにいたしました。

なお、取りまとめにあたっては、資料を提供いただいた潮崎家の当主様及び東京大学史料編纂所、調査資料、書籍、論文などの取り寄せにご協力いただいた広島県立図書館、古文書解読にご協力いただいた尾道市文化振興課の西井様、そして貴重な写真の提供や相談事にご協力いただいた千光寺様に、心より御礼申し上げます。

尾道学研究会会員

樺本 慶彦

## 目 次

- ◆1 熊野参詣について..... P6
- ◆2 先達としての尾道千光寺..... P8
- ◆3 熊野参詣における尾道千光寺の記録..... P10
- ◆4 尾道から熊野参詣への道..... P23

## ① 熊野参詣について

二〇〇四年、ユネスコの世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の中心である熊野三山への参詣は、寛治四年（一〇九〇年）白河上皇による熊野参詣以降、平安時代には、貴族・皇族の間で流行し、また室町時代においては、地方武士や有力農民などの一般庶民が参詣するようになり、「蟻の熊野参り」と言われるほどの盛況をみせるようになつたことが、多くの研究により、明らかとなつております。

熊野三山とは、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社の三つの神社の総称ですが、一〇世紀後半以降では、熊野三山は、日本古来の神への熊野信仰と外来宗教の仏教を結びつけた「神仏習合」の信仰から、「熊野三所権現」として崇められるとともに、主神である三所権現の本地仏は、熊野本宮大社では、阿弥陀如来、熊野速玉大社では、薬師如来、そして熊野那智大社では、千手觀音ともみなされ、多くの信仰を集めようになつておりました。

熊野三山では、護符を発行し、祈祷を行い、また熊野山内を案内し、さらに宿泊施設を経営し、宿泊者となる地方の信者に熊野参詣を勧誘するという立場の「御師」が、全国各地に在地する先達を、グループとしてとりまとめ、傘下におさめており、また一方では、その先達は、御師や信者の求めに応じて、熊野参詣を希望する檀那を引率して熊野にお参りするという「御師——先達——檀那」という縦の繋がりが、全国的にネットワークとして広がり、固定的な上下関係が築かれておりました。

御師にとつては、檀那は収益源であり、先達は檀那を誘導してくれる大切な人物であることから、御師は、

地方の先達、檀那を、ともに「動産（経済的な利権）」として扱い、その名前を、指名し、登録した人物を、権利者（動産）として認定し、売買の対象として管理し、またお金を貸し付ける時の担保にも充当していました。

今日まで熊野三山の一つである熊野那智大社の御師の家に、先達や檀那の名前、その繋がり、そして活動などを記載した文書が、数多く、また大切に保存されていることは、先達や檀那が、動産としての売買、あるいは譲渡の記録として管理、記録され、またお金を貸し付ける際に担保としていた証拠書類などとして活用されていたことを示しているものと考えられます。

この度、調査の結果、熊野参詣において、「先達」の中枢として活躍していた「尾道千光寺」の僧侶の活動の内容が、熊野那智大社の御師（廊の坊）の潮崎陵威主家に残る記録（熊野那智大社文書）の中に残されていることが、判明いたしました。

「先達」とは、修行において先にその道に達し、後進に教え導く人のことを意味し、熊野参詣においては、備後尾道からならば往復二ヶ月近くもかかる熊野への長旅を仕切った案内人で、熊野三山への、遠く険しい山越えや河川渓谷など難所の多い道中の状況や地理に明るく、また参拝の出発時や途中の寺院で行う宗教儀礼の執行や作法の指導も行うことのできる地方在住の修験者が多く担つており、熊野参詣を希望する信者である「檀那（檀家）」を案内して熊野参詣に導いておりました。

熊野那智大社文書によりますと、尾道權現堂とも呼ばれていた尾道千光寺の僧侶は、近隣の寺院の門弟を先達として掌握し、先達の中枢として、彼らが集めた檀那をとりまとめて熊野参詣に案内することもあつ

たようです。

尾道千光寺の本堂には、室町時代の作と言われ三十三年に一度開帳される秘仏「千手觀世音菩薩」（尾道市の重要文化財）が、本尊として安置されておりますが、室町時代において千光寺の僧侶が、先達として檀那（檀家）達と共に、熊野三山の三つの神社の中で、特に熊野那智大社へ度々参詣していた記録が残されていましたことは、熊野那智大社が神仏習合の考え方から、尾道千光寺の本尊と同じ「千手觀音」を本地仏（神道の神様と仏教の仏様は同体という考えによる仏）としていたことと、強い繋がりがあつたのではないかと考えております。

## 2 先達としての尾道千光寺

熊野三山のうち、熊野那智大社の御師の家に残されている古文書類は、「熊野那智大社文書」として全六巻に集成、整理され、昭和五十二年三月、国の重要文化財に指定されておりますが、その第四巻「潮崎陵威主文書」（一九八〇の文書）の中に、嘉曆四年（一二三一九年）から文明一七年（一四八六年）の間ににおいて、尾道千光寺が熊野参詣の先達の中枢として活躍した文書が、七件残されておりました。

内訳は、先達として千光寺の僧が集めた各地の檀那達の名前を御師の家に紹介するとともに、師壇関係を結んでほしいと依頼する文章、さらに熊野参詣にあたっては、熊野那智大社の御師の運営する「宿坊」に宿泊することを約束する檀那達の名前を伝える文章などの「宿坊願文」、「宿坊証文」が六件、また熊野

参詣の時に不足したお金を借りるための「借錢状」が一件、合計七件となつております。

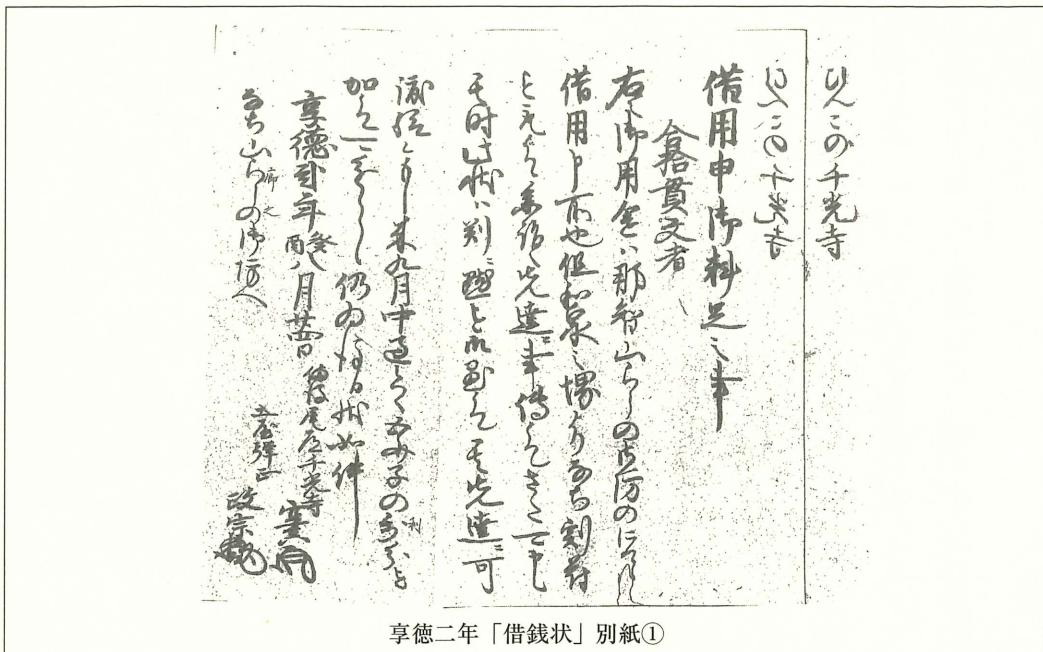
まず、嘉曆四年（一三二九年）尾道千光寺の「大進公祐尊」が先達として鞆津（福山市鞆）の檀那を熊野参詣に導くとともに、宿坊の手配をしております。

その後永享七年（一四三五年）「千光寺空真」が、熊野先達組織の中心としての立場から、御調郡二村河南（福山市神辺町）の先達「民部律師行弁」が勧誘した同村の紀朝臣右京亮高家など一六名を、また享徳二年（一四五三年）には、同じく「千光寺空真」が、重代莊（世羅郡世羅町）の先達神上寺がとりまとめた同莊や津口莊（世羅町）の住民一名を熊野参詣に導いていることが、記録されております。

享徳二年（一四五三年）には、「千光寺こうつけ」という僧も、田島の港（沼隈郡内海町）の檀那達を、先達として熊野参詣に導いております。

尾道権現堂とも呼ばれた千光寺には、空真やこうつけのほかにも文明一七年（一四八六年）御調郡や新庄郡などの先達や草戸千軒（福山市芦田川流域）の檀那を熊野に案内した「権現堂大進」が、また文明一七年（一四八六年）尾道浦の相原、金屋、すえ、新庄、吉和の檀那を導いた権現堂「余語時定」などの僧侶たちが、先達として活躍した記録が残されておりおます。

なお「権現堂大進」の勢力圏と見られる新庄（福山市）には、西光坊、良觀房、また御調郡歌島（尾道市向島町）には、惣持院などの先達（僧侶）があり、千光寺権現堂は、尾道の近隣に門弟を配し、彼らを先達として擁し、その中心となつて彼らが集めた檀那達を尾道から熊野へと導いていたことなどが記録されております。



こうした参詣に関する文書とともに、「千光寺空至真」は、享徳二年（一四五三年）御師である廊の坊の潮崎家に対し、錢一〇貫文の借り入れとその返済を約束した文書（借钱状）を提出したことが記録されておりました。

この借錢状の内容を調査してみると、室町時代における商行為（割符）の動きを教えてくれる経済学上でも、また金融取引の面においても貴重な資料であること、また、先達としての「尾道千光寺」の信用力の高かつたことを証明していることが判明いたしました。

### 3 熊野参詣における尾道千光寺の記録

「熊野那智大社文書」の「潮崎陵威主家」に残る「尾道千光寺」についての貴重な記録（七文書）の「読み下し文」及びその内容を個別にみてみると、次の通りであります。

① 享徳二年（一四五三年）八月二十四日付の「借銭状」（原文は別紙①）

### びんごの千光寺

借用いたします御料足の事

合わせて十貫文です

右の費用は、那智山の廊の御坊（僧侶）に借用いたします。

但し、和泉の堺から那智の割符を購入して、参詣の先達にことづけて返済します。  
 その時この借銭状は、花押に点（しるし）を付けて頂いて、その先達にお渡しください。  
 もし（返済が）来る九月中を過ぎれば、五文子の利息を加えて差し出します。  
 よって後日のためこのように書状をおくります。

享徳二年葵酉八月二十四日

那智山廊の御坊へ

備後尾道千光寺 空真（花押）

土屋彈正 政宗（花押）

なお本文書の端裏書には「びんごの千光寺」と記載されております。

### (説明)

この文書の内容は、備後尾道千光寺の僧侶である空真と土屋檀正政宗が、紀州の熊野那智山に参詣した時に、旅費や護符、祈祷などで多額のお金を使ったためか、または重量の重い多額の銭（宋錢及び明錢）を運搬することの不便さから持参したお金が無くなり、帰途の旅費が不足したためか、二人連名にて、那智大社の御師である「廊の坊」から、銭一〇貫文を借り受け、その返済については、帰途和泉の堺において、「なち割符」を購入し、後に参詣する先達に言づけて返済することを約束している「借銭状」であります。

「熊野那智大社文書」を調査すると、各地の先達や檀那達が、空真達と同じように御師の家からお金を借りることが数多く記録されておりますが、それらの「借銭状」を調べてみると、その殆どにおいて、現在、金融機関から借りる際に取り交わしている借入契約書と同じように、「借り入れの利息として、月別に百文につき五文あて利息を支払うこと」また「御質物（担保）」として「檀那の名義や知行などを担保として差し入れること」などの借り入れのための条件（金利、担保）が記載されておりました。

しかし、千光寺空真と土屋檀正政宗の連署によるこの「借銭状」には、利息や担保の記載がなく、返済が約束の期日より遅れた時には、「五文の利息を加える」という返済が遅れた時の条件記載だけの信用取引（借入利息の支払い条件がなく担保もなし）となつており、この両名は、御師である「廊の坊」にとつて、貸したお金の返済を心配する必要のない、非常に「信用力」の高い人物であつたことを示しているものと考えられます。

さらに一方では、堺で購入する「なち割符」の信用力が高かつたとも言えると思われます。

この文書によると、千光寺空真達は、尾道へ帰る途中の和泉の堺で、商人より那智で支払われる「なち割符」を購入し、別の先達が、御師である「廊の坊」に届け返済すると記載していることは、一五世紀のこの時期、「なち」という地名のついた「割符（為替）」が流通していることを示しており、那智大社の御師と堺商人との間、さらには、堺商人と備後尾道との間では、このように密接な金融取引や商業取引が行われていたことを示していると考えられます。

また、残されている「割符」に関する室町時代のその他に記録（東寺百合文書など）を調査してみると、多くの「割符」の金額は、銭一〇貫文となつており、当時の社会においては、貨幣経済が浸透し、定額化した「銭一〇貫文の割符」は、一種の紙幣としての役割をもつて、機能（流通）していたのではないかとも想定されます。

一方、空真達は、この借錢状において、借り入れた銭一〇貫文を返済した証（あかし）として借錢状の花押に、点（しるし）をつけてほしいという「返済の確認」まで求めており、室町時代において、借入返済の確認方法を取り決めた金融取引がわかる貴重な資料と言えます。

この「借錢状」は、このように多くのことを我々に教えてくれております。

② 嘉暦二年（一三三七年）六月一三日付の「宿坊証文」

備後国鞆津の檀那の名字の事

寶蔵御前が参詣の時は、この御坊様は

御山（那智山）の播磨法橋の宿房へ参られます（宿泊されます）。  
よってこの方の名前は前述の通りです。

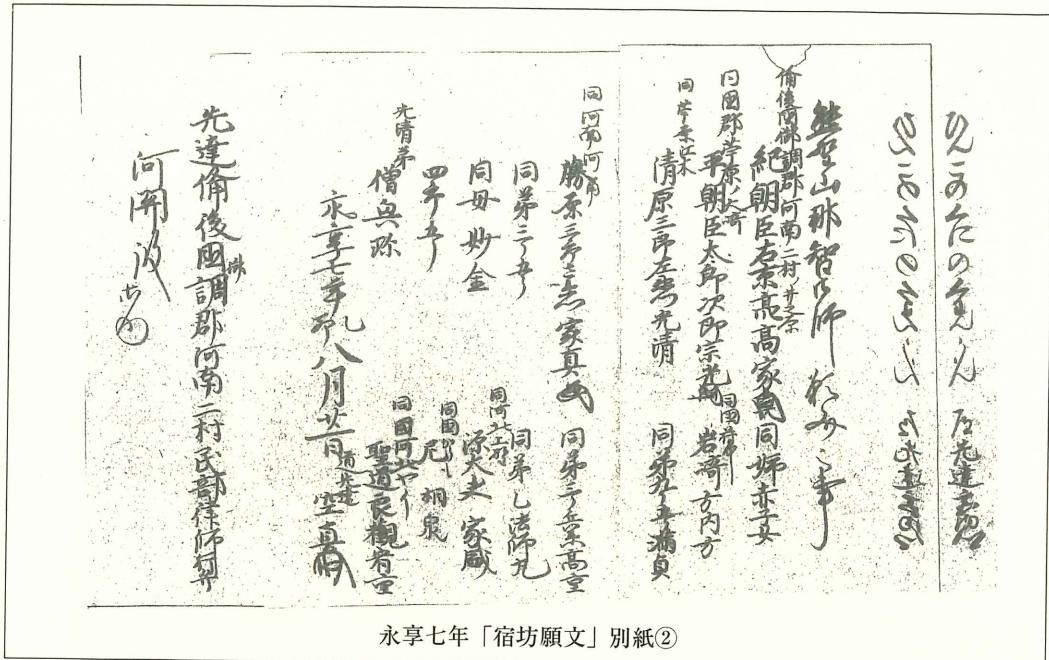
嘉暦二年六月十三日

御先達大進公祐尊（花押）

（説明）

この「宿坊証文」の「宿坊」とは、熊野那智大社の御師（播磨法橋）が所有する宿泊施設のこととで、御師は、熊野に参詣する先達や檀那を自分の宿坊へ宿泊させ、銭、品物の寄進を受けるとともに、御祈祷や熊野那智大社の祈祷札や護符などのお守りを配布していたようです。

この文書に記載されている御師の「播磨法橋」にとって、先達や檀那は、収益をもたらす人的資源として、証文にてその確認をしており、この「宿坊証文」は、先達である尾道千光寺の大進公祐尊が、参詣するに



永享七年「宿坊願文」別紙②

あたって案内してきた備後の鞆津（福山市鞆）の檀那の名前（寶藏御前）を記載し、「播磨法橋の檀那である」として届けでた証であることを証明しております。また御師である「播磨法橋」とは、熊野那智大社の神官ではなく、寺院における僧侶のことを示しており、「法橋」とは、身分の高い僧侶のことで、この時代が「神仏習合」であつたことを教えてくれております。

### ③ 永享七年（一四三五年）

乙卯八月二十一日付の「宿坊願文」（原文は別紙②）

熊野山那智御師へ願文の事

（備後国御調郡河南二村の北の原）

紀朝臣右京亮高家（花押） 岩崎方の内方（妻）

（因國郡芋原の大崎）

（因國府中）

平朝臣太郎次郎宗光（花押） 岩崎方の内方（妻）

(因芋原江木)

清原三郎左衛門光清

因第九郎五郎満貞

(因河南河角)

藤原三郎左衛門光清

因第九郎兵衛高重

因第三郎五郎

因第三郎兵衛丸

因母妙

源太夫家盛(因河北上野)

四郎五郎

尼相泉(因国河面)

僧興弥(光清弟)

聖道良觀宥重(因国河北ヤイ)

永享七年(一四五五年)乙卯八月二十一日

因先達空真(花押)

「先達備後國御調郡河南二村の民部律師行弁 河関殿御内」

なお、本文書の端裏書には、「ひんこのくにのくわんもん 道先達宮内卿」と記載されています。

(説明)

「願文」とは、地方の先達や檀那達が、熊野三山の御師に対し提出する誓約書状で、排他的な師檀關係を取り結ぶものといわれており、願文を提出することは、先達や檀那達が、熊野参詣にあたっては必ず

さなづち亭あらえ  
後り備前守  
宿坊願文

延喜山那智の御師來り  
協は圓重永庄神上寺且那  
小森備中入道子息右衛門丸  
長元男左衛門義家久  
同善元家久  
同家久子息多左衛門尉時家  
ナメラ彦六長家  
ま與之左近尉  
井勝右衛門尉  
國宗左衛門太行  
し丸二郎右衛門尉  
三左衛門次女  
津口麦子  
享徳二年夏月廿日  
河内守

享徳二年「宿坊願文」別紙③

当該御師を訪問し、宿泊することとしており、御師の家を変更することなく、子孫にわたってこれを誓約する文章と言えます。

本文書は、道先達である千光寺の空真が、那智の御師「河関殿」へあてた願文で、備後国御調郡河南二村（福山市神辺町）にいる先達の一人である「民部律師行弁」が、同村で勧誘した檀那達一六名と一緒に、熊野那智大社へ参拝するので、師壇関係をむすんでくださいというお願いいとそれを誓約する内容となっています。

#### ④ 享徳二年（一四五三年）

葵酉七月二十四日付の「宿坊願文」（原文は別紙③）

熊野山那智の御師へ願文のこと  
備後国重永庄神上寺の檀那  
小森備中入道子息右衛門丸

長光四郎左衛門丞家久

因 長光家久の内方（妻）

因 家久子息五郎左衛門尉時家

ナメラ彦六長家

宮迫の左近尉

弁勝 右衛門尉

国宗 左衛門太郎

乙丸 二郎右衛門尉

三郎左衛門光安

津口彦二郎

享徳二年葵酉七月二十四日

尾道千光寺空真（花押）

河関殿御内

なお、本文書の端裏書には「ひんこのくにしけなか庄願文 権小僧都空真」と記載されております。

## (説明)

本文書は、千光寺の空真が那智の御師（河関殿）にあてた願文で、先達として、ここに挙げる備後国重永庄（世羅郡世羅町）の神上寺の僧侶（先達）が集めた檀那達を熊野那智大社へ案内するので、師檀関係を結んでくださいとお願いをするといった内容となっています。

なお、端裏書に記載されている「僧空真」の名前の前の「權小僧都」とは、真言宗の僧侶の階級（僧階）の一つを表示しております。

## ⑤ 享徳二年（一四五三年）八月一二日付の「願文」

備後国多鳴中人

ハ郎二郎（花押）

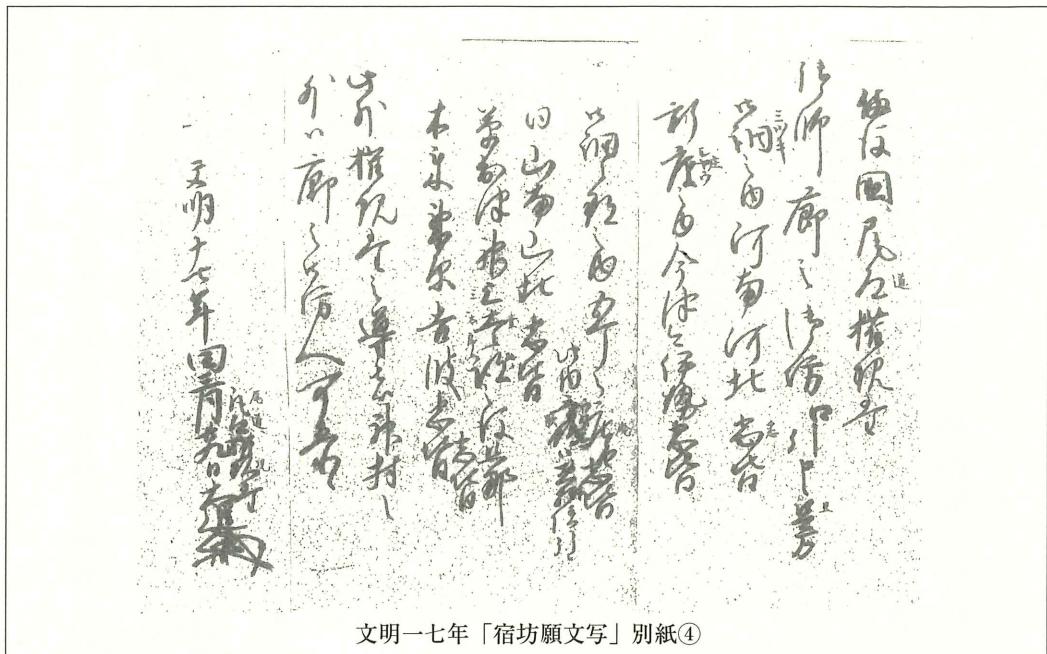
又四郎（花押）

三郎太郎（花押）

那智の御師

御せんたちおの道千光寺 こうつけ殿

享徳二年（一四五三年）八月十二日



## (説明)

本文書は、備後大嶋（田島）の住民が、先達である尾道千光寺の僧こうつけに対し、熊野参詣の案内と那智の御師との師壇関係を結んでもらいたいというお願ひをしている内容となつております。

## ⑥ 文明一七年（一四八六年）

閏三月二十九日付 「宿坊願文写」（原文は別紙④）

## 備後国尾道權現堂

御師廊之坊へ（檀那として）引き立て（紹介）  
致します檀那方（は次の通りです）

御調の内 河南、河北のすべて

新庄の内 今津、今伊勢のすべて

御調郡の内、五ヶ之庄内のすべて、

この内歌島は惣寺院引きです

沼隈郡の岡山南、山北のすべて

沼隈郡の草出津（草戸）

神三太郎跡の後旦那のすべて

御調郡の木来（木梨）、栗原、

吉波（吉和）のすべて

このほか権現堂の尊者（信者）の者

以外は、廊の御坊へ参ります

文明十七年（一四八六年）閏三月二十九日

尾道権現堂 大進（花押）

（説明）

本文書は、御調郡や新庄郡の先達が集めた檀那達や草戸千軒（福山市の芦田川流域）の檀那達を、尾道権現堂の僧 大進が熊野那智大社の御師廊の坊の檀那とするための届け出（引受）と共に、先達として案内する熊野参詣においては、廊の坊に宿泊することを連絡する文書となつております。

なお、この文書では、御調郡歌島（尾道市向島町）の惣寺院の住職も、先達として、同地区の住民を、同じ御師廊の坊の檀那となるよう届け出（引受）をするのに際し、尾道権現堂 大進を通じて依頼していることが記載されており、尾道権現堂といわれた千光寺の僧 大進が、当地区での先達のリーダーであつたことがわかります。

⑦ 文明一七年（一四八六年）五月一日付 「宿坊願文写」

備後國尾道之浦（權現堂大進が紹介いたします檀那の名前は次の通り）

相原 三郎左衛門寅久

因 新三郎友久

因 又四郎家信

金屋 太郎右衛門尉

因 大郎五郎

すえ 四郎右衛門

新庄 太郎右衛門

吉和 二郎右衛門

十四日 太郎九郎

すえ 平左衛門

文明十七年（一四八六年）五月一日

先達 權現堂

余語時定

なお、この文書の端裏書には、「備後」と記載されております。

#### （説明）

本文書は、尾道權現堂の僧 余語時定が、参詣にあたり熊野那智大社の御師である廊の坊に対し、備後尾道における相原、金屋、すえ、新庄、吉和、十四日の各地域のなかで、檀那とした住民の名前を提出するとともに、廊の坊と師檀関係を結ぶことを誓約する願文となつております。

## 4 尾道から熊野参詣への道

室町時代において尾道千光寺の僧侶たちは、檀那（檀家）達を案内し、どのような方法で熊野参詣を行つていたのでしょうか。

尾道は、平安時代末期の嘉応元年（一一六九年）平家一族の平重衡が所有していた備後国世羅郡大田莊の莊園を後白河院に寄進し、その莊園の年貢米を海岸部まで運び出し、船に積み替え、京都へ運ぶための舟津の倉敷地（年貢などの貢物を領主の所在地に輸送する目的で、一時的に保管する場所、建物）として

尾道村の田畠五町（田二町、畠三町）が備後国司より認められ、尾道浦（港）が誕生しております。

その後、平氏滅亡に伴い、大田荘が後白河院から紀州高野山に寄進されたことから、尾道倉敷地も高野山領となり、年貢米その他の產品の保管、輸送にも活用され、港湾設備も整えられて、京都や高野山との間の中継地として、また物流の拠点として、尾道湊は、瀬戸内海有数の港町として発展をとげております。特に尾道湊は、鎌倉時代後期から室町時代にいたるまで、瀬戸内海の東西の広域交易圏の交ざりあう要（かなめ）の位置として、東から来る廻船、西から来る廻船の接点として発達を遂げております。

さらに尾道湊は、地理的な好条件に加え、室町時代には備後国守護を務めた山名氏による対中国、対朝鮮などの対外貿易の拠点として、また京都、大阪方面への特産物の輸送拠点として栄え、第一期の黄金期を迎えておりました。

一方、備後太田荘の年貢米を高野山へ運ぶ方法は、明確な輸送ルートの記録は残されておりませんが、大田荘から尾道湊へは陸路で運び、尾道から船で、瀬戸内の北岸を陸地伝いに航行し、兵庫、堺を経由して紀州の紀伊湊に入り、そこから陸路で高野山へ運ぶ大阪湾ルートが、主に利用されていたように考えられます。

小さな船で、海賊の襲撃や遭難に注意しながら瀬戸内海を航海するためには、尾道から陸地伝いに船を進めることができ、最も安全だったのではないでしょうか。

その後室町時代初頭までは、尾道商人は、船で運ぶ品物として、大田荘の年貢米だけでなく、塩、鉄、大豆などの地元產品を併せ運び、兵庫や堺の港に寄港し、年貢米以外の積んだ商品を陸揚げした後で、残

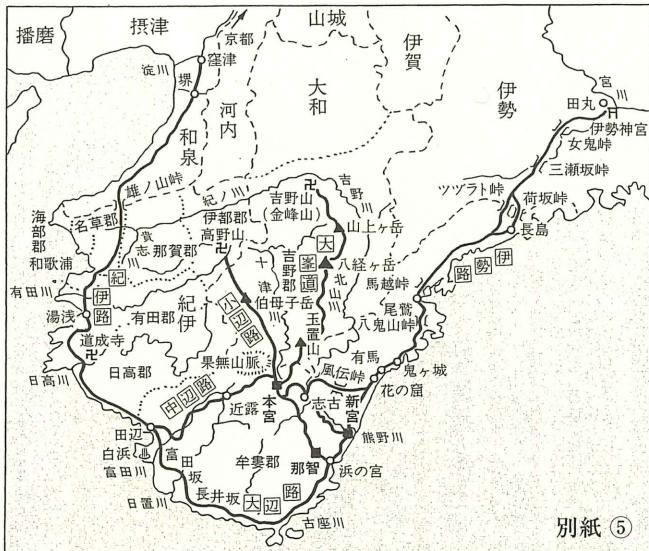
る年貢米を積んで、高野山に近い和歌山県の紀伊湊に向かうことも多くなつていたようです。

しかし、残された資料（備後大田荘年貢引付、及び備後大田荘年貢勘録状）によりますと、尾道湊から高野山への年貢米は、一五世紀初頭以降では、船で尾道から和泉の堺港へいったん運ばれるものの、堺港では堺商人達の手により、その他の積荷と共に、年貢米もお金に換価され、高野山への年貢は、現物（お米）の代わりに、代銭（お金）で送付されていたようです。

和泉の堺町では、高野山や熊野三山の所有する莊園からの年貢米などの換金（売買）を含め数多くの商品の売買、及び高野山や熊野三山との金融取引などが、堺商人達により、活発に行われていたようです。

こうした資料から、先に「三 熊野参詣における尾道千光寺の記録」において「潮崎陵威主家」に残る「借錢状」の説明で述べたように、尾道と堺商人との「なち割符」の活用などの取引（借入金の返済のための購入）、また熊野那智大社の御師と堺商人との取引などが確認できると考えられます。

また、これらの資料や分析から、室町時代においては、尾道千光寺の僧侶や檀那達は、熊野三山へ参詣するにあたつては、年貢米や尾道近辺の商品を運ぶ船を利用して、尾道から堺港まで航海し、堺からは陸路を歩き、熊野に向かつたように思われます。



和泉の堺から熊野三山に詣でるための陸路は、「熊野参詣道」と言われ、紀伊路、伊勢路、大峰道に大別されております。

その参詣道のルートは次の通りとなります。（別紙⑤）

A 紀伊路——a 中辺路——和歌山県の田辺までは海岸に沿って進み、田辺からは山道を通り

熊野本宮大社へ向かう中世におけるメインルート

b 大辺路——和歌山県の海沿いに田辺、串本を通り、那智浜の宮間を経由して

熊野那智大社へ向かうルート

c 小辺路——高野山から熊野本宮大社を直線的に結ぶ山道のルート

B 伊勢路——三重県の伊勢から長島に出ておおむね海岸沿いに

熊野速玉神社（新宮）に向かうルート

C 大峯道——山伏が修行する熊野本宮大社から吉野の間の厳しい山岳ルート

尾道千光寺の僧侶や檀那達は、堺から陸路を進み、田辺からは熊野参詣道のメインルートである「中辺路（なかへぢ）」を陸路で進み、険しい山道を登ります熊野本宮大社を参拝し、それから熊野川を船で下り、熊野速玉神社に、そして最終の目的地である熊野那智大社へと進み、参拝した後は、御師の経営する宿坊（廊の坊）へ宿泊したのではないかと思われます。

なお、熊野詣において、檀那達は、往路では、王子社奉幣、水辺での水垢離、路地での祓いなど先達と行う行事も多く、苦しみは多いほど救われるという難行苦行が求められたようですが、参拝後の堺港までの帰路では、何ら儀式や苦行もなく、比較的自由にルートコースを選ぶことができたようで、一般的には往路（中辺路）を巡って堺港へ帰るのが原則ですが、場合によつては、串本を通り風光明媚な海岸沿いを進む「大辺路（おおへぢ）」ルートを馬に乗つたり、駕籠や船などの輸送手段を利用しながらのんびりと進んだかもしれません。

このように尾道港から船で堺港へ進み、堺から徒歩で熊野参詣を済ませるには、往復二か月近くの日数が必要であり、交通費、宿泊代、祈祷、護符などの金銭的な費用、また瀬戸内海での船の遭難、海賊の襲撃、さらに陸路での厳しい山越えなどの苦労を考えると、この時代の千光寺僧侶や檀那達の熊野参詣に対する信仰の深さ、逞しい行動力、さらに資金的な経済力の豊かさなどに感心するばかりです。

国の重要文化財として指定され、大切に保管、管理されている「熊野那智大社文書」の中に、備後尾道「千光寺」の僧侶達が中心となって、近隣の檀那（檀家）達と共に、度々遠く離れた熊野三山に、苦労しながらも参詣していた記録がこのように残されていた事実は、古い歴史のある「尾道」においても、先人の貴重な記録として認識されると共に、大切にして、歴史のバトンを繋いでゆく必要があるのではないかと考えております。

参考文献

- 「広島県史」 古代中世資料編 V  
「新修尾道市史」 第四卷  
「熊野那智大社文書」 全六巻 続郡書類從完成会  
「修驗道の地域的展開」 宮家 準  
「中世瀬戸内の流通と交流」 柴垣 勇夫  
「日本中世の流通と商業」 宇佐美 隆之  
「日本中世の経済構造」 桜井 英治  
「中世日本商業史」 豊田 武  
「熊野詣」（熊野古道を歩く） 講談社  
「中部瀬戸内の流通と交通」 柴田 圭子  
「替船と割符」 品治 重忠  
「室町時代備後大田荘の年貢送進と尾道船」 佐々木 銀弥  
「近世の熊野参詣と四国巡礼」 笠原 正夫  
「備後大田荘の古道」 戸田 芳実  
「備後大田荘から高野山へ」 小山 靖憲

権本 慶彦

一九四二年六月二十八日 広島県尾道市生まれ

広島県立尾道北高等学校

大阪市立大学経済学部卒業後

昭和四〇年 広島銀行に入行

平成七年 己斐支店長を最後に五二才で広島銀行を退職

その後は、ベンチャーエンタープライズなど地元企業の経営に参画  
現在は、尾道学研究会の一員として、生まれ故郷の郷土史研究を行なつて  
おり、著書に、尾道市名譽市民三木半左衛門の業績をまとめた「千光寺山  
頂から尾道の景色を楽しもう—尾道千光寺公園の開発と三木半左衛門」及  
び二〇一四年七月に出版した「北前船と尾道湊との絆」（文芸社発行）が  
ある。

## 尾道千光寺の活躍

室町時代の熊野参詣における

発行日 二〇一五年七月十五日

著者 権本慶彦

出版 株式会社啓文社  
印刷・製版 株式会社栄光



尾道千光寺本道の秘仏  
千手觀世音菩薩